

9. 緊急経済対策

平成4年3月31日

経済対策閣僚会議

我が国経済は現在、労働力需給は引締め基調で推移しており、住宅建設は下げ止まりの動きがみられる一方、設備投資は製造業を中心に伸びが鈍化し、個人消費は雇用者所得の伸びに支えられて基調として堅調に推移しているものの、このところ伸びが鈍化している。こうした中で、在庫調整と鉱工業生産の停滞が生じている。企業収益はなお比較的高い水準にあるものの減少しており、企業の業況判断には、減速感が広まっている。

以上のような調整過程にある我が国経済の政策課題は、こうした調整が企業家等の心理を大きく冷え込ませ、国民経済に悪影響を及ぼすことがないように適切に対応することである。

このため、引き続き適切な財政・金融政策の運営を図ることとする。こうした観点から、景気に配慮して平成4年度予算等で大幅な伸びを確保している国、地方の公共事業等について予算成立後の施行に当たっても促進を図ることとする。また、公益的色彩を持つ民間企業の投資の円滑な実施を要請する。加えて、労働力不足と労働時間短縮に対応した省力化投資を促進し、生活大国の実現に即した個人消費の多様化や、住宅投資の促進を図ることとする。さらに、中小企業対策へのきめ細かな支援措置を充実し、証券取引制度改革や社債市場の活性化等資金調達環境の整備に努める。

政府としては、このような方針の下に、下記のような緊急経済対策を講じることとする。こうした経済運営は、現在調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるものであり、これがまた、国民生活の充実につながるとともに、ひいては、世界経済の安定的発展にも資するものと期待される。

記

I. 公共事業等の施行促進

1. 平成4年度予算成立後の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じないよ

う十分配慮しつつ、上半期における契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目途として、施行の促進を図る。

公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案して適切に行うものとする。

2. 地方公共団体においても、上記の措置に準じて地方単独事業を含め事業の円滑な施行を図るよう要請する。

II. 民間設備投資の促進

以下の事業について、次のような設備投資の円滑な実施を行うよう要請する。

1. 電力事業については、電源開発及び送配電線等流通設備の整備に最大限取り組むため、当初計画に約3000億円上乗せした約4兆6000億円の設備投資を計画しており、その円滑な実施を図るとともに、特に、平成4年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げるよう要請する。

ガス事業についても、供給力向上の観点から設備投資の円滑な実施を図るとともに、平成4年度上半期に繰り上げ発注に努力するよう要請する。

2. NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資について、設備投資の前倒し及び設備投資額の上積みにより、上半期の設備投資額の900億円程度の増額（これによって上半期は合計1兆2900億円程度）に努力するよう要請する。

III. 省力化投資の促進

労働力不足に対応しつつ民間設備投資の促進を図るため、労働時間の短縮に資する等の省力化設備投資を行う事業者等に対する融資制度を日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に創設する。

労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）を開催すること等により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。

IV. 個人消費、住宅投資等の促進

1. 労働時間の短縮

次のような労働時間短縮の施策を実施する。

- (1) 国家公務員の完全週休二日制については、「一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律」等の成立を受けて、平成4年5月を目途に実施する。

また、地方公共団体における完全週休二日制についても、「地方自治法の一部を改正する法律」の成立を受けて、出来る限り国との均衡をとりつつ導入ができるよう、必要な条件整備に努めるよう地方公共団体に対して要請する。

- (2) 現在、国会に提出中の「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案」の成立を受けて、労使が労働時間短縮を進めやすくするような環境整備を図るため、労働時間短縮推進計画の策定等を行う。

2. 電話料金の引下げ

国内遠距離電話料金について、利用者の負担の軽減を図るため、長距離系の新規参入第一種電気通信事業者の料金引下げを4月中に実施するよう努める。

3. 住宅投資の促進

- (1) 持家取得の促進を図るため、住宅金融公庫等の融資について、平成4年度予算により、次のような融資制度の拡充をし、その積極的活用を図る。
 - ①個人住宅等について貸付限度額の引上げ（20～30万円引上げ）
 - ②特別割増貸付額の引上げ（100万円引上げ）
 - ③東京圏における分譲共同住宅の購入に対する特別加算額の引上げ（100万円引上げ）
- (2) 住宅金融公庫等の貸付の促進を図るため、個人建設住宅等の申込期間の拡大及び高層住宅、建売住宅の年度上期の常時受け付けを実施する。
- (3) 公共賃貸住宅の建替えを促進するため、「公共賃貸住宅建替10箇年戦略」の早期策定を図る。
- (4) 住宅リフォームを促進するため、住宅金融公庫等の住宅改良融資（住宅の増改築、キッチンシステム等の取替・新設工事等への融資）の積極的活用を図るとともに、増改築等リフォームに係る相談体制の充実・強化、地方公共団体との連携によるリフォームに重点を置いた住宅フェア等の開催を推進する。

4. 駐車場整備の促進

- (1) 駐車場整備のマスタープランとなる駐車場法に基づく駐車場整備計画につき、市町村における策定の促進を図る。
- (2) 駐車場整備地区等において地権者が共同して駐車場を整備する共同駐車場整備促進事業、交通安全施設等整備事業等の駐車場と共同で整備する民間駐車場事業等の積極的発掘を図り、総合的な駐車場整備の促進を図る。また、道路開発資金等による低利融資制度の積極的活用を図る。
- (3) 共同住宅等の車庫整備を促進するため、住宅金融公庫等の融資の割増貸付（駐車台数が全戸分設置された集合住宅団地に対し1戸当たり100万円）や住宅改良融資の積極的活用を図る。

V. 中小企業対策

1. 中小企業金融対策

- (1) 政府関係金融機関、信用保証協会に対し、中小企業者の実情に応じたきめ細かい貸付

及び保証等の運営を行うよう指導するとともに、民間金融機関についても、中小企業金融の円滑化に配慮するよう要請する。

- (2) 労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）を開催すること等により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。

- (3) 政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融資計画の追加（国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円）を3月26日に決定した。
- (4) 需要の著しい減少等がみられる業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、中小企業信用保険法に基づく倒産関連保証の対象業種を追加する。
- (5) 資金調達力が弱く、設備の選定等についても専門的知識、技術を有しない小規模企業者に対する設備近代化貸与の貸与損料（割賦手数料）及びリース料率の引下げを図る。
- (6) 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設等を前倒しして実施するとともに、その円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。
- (7) 地域的な要因により、売上げの減少等経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する経営安定対策貸付の積極的な活用を図る。

2. 下請中小企業対策、官公需対策等

- (1) 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、昨年12月13日及び本年2月27日、親事業者に対して、指導したところであり、検査の重点化を図る等、今後とも下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。
- (2) 下請中小企業の受注機会の確保を図るため、親事業者に対し下請企業振興協会への登録促進等を要請し、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的、広域的なあっせんに

努める。

- (3) 公共事業における中小企業の受注機会の増大を図るとともに、都道府県に対しても同様の配慮を要請する。

3. その他

中小企業施策の一層の普及を図るとともに、中小企業庁、各通商産業局に相談窓口を設置するほか、各都道府県においても同様の措置を講ずるよう要請する。

また、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく各種支援措置の迅速かつ積極的な活用を図る。

VI. 資金調達環境の整備

1. 証券取引制度改革等の推進

先般、①金融・証券市場における取引の公正性、透明性を確保することにより、投資家の信頼を回復し、市場の活性化を図る観点から、証券取引等監視委員会の設置等を内容とする関係法案を、②金融・証券市場における競争を促進し、企業の資金調達を円滑にする等の見地から金融・証券取引制度の包括的改革を内容とする関係法案を、それぞれ国会に提出したところであり、その早期成立を期する。

2. 社債市場

企業の資金調達を円滑化する観点から、社債発行限度規制の撤廃・受託制度の見直し等のための社債関連法改正に向けての検討を促進するなど、社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。

3. 株式市場

株式市場の活性化を図るため、これまで種々の措置を講じてきたところであるが、引き続き、魅力的な株式市場の構築のため、企業の配当政策の見直しについて要請するとともに、大口投資家向け株式投資信託の設定を推進する。

また、自社株保有に関する規制のあり方について、商法との関係も含め幅広い観点から

検討する。

VII. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。